

期日前投票・移動期日前投票



投票日に投票へ行けない人は、期日前投票を利用できます。
下の表内ならどこでも投票できます。

※桜十字ホールやつしろ(やつしろハーモニーホール)および
八代トヨオカ地建アリーナでの期日前投票はありません。

	場 所	受付期間	受付時間		
期日前投票	市役所1階多目的ホール 千丁支所1階第1会議室 鏡支所1階第1会議室 東陽支所1階小会議室	8月25日(月)~30日(土)	8:30~20:00		
	振興センターいずみ3階研修ホール 日奈久コミュニティセンター1階会議室				
	坂本コミュニティセンターロビー 坂本支所仮設庁舎会議室			8月25日(月)~27日(水)	8:30~17:00
	山口公民館(坂本町) 今泉地区公民館(坂本町) イオン八代ショッピングセンター2階中央				
	山口公民館(坂本町)	8月30日(土)	9:00~11:00		
	今泉地区公民館(坂本町)			14:00~16:00	
	イオン八代ショッピングセンター2階中央	10:00~19:00			
	移動期日前投票		泉 町	8月25日(月)	横手(上田宅農具倉庫前)
		椎原(振興センター五家荘)			9:00~12:00
		仁田尾(東山本店前)			10:30~11:30
葉木(佐倉荘前)		13:00~14:00			
久連子(久連子古代の里前)		13:30~14:30			
小原(中村宅横)		15:00~16:00			
板木・保口(板木・保口地区集会所前)		15:30~16:30			
8月26日(火)		岩奥(岩奥地区消火栓前駐車場)		8:30~10:00	
		河合場(柿迫生きがいセンター)		10:45~11:45	
		宮の崎(下岳保育園前)	13:30~15:00		
		白木平(山本酒店横)	15:30~17:00		
坂 本 町		8月27日(水)	中谷(瀬高地区公民館前)	9:00~10:00	
			西部(原女木公民館)	11:00~12:00	
			深水(板ノ平ゲートボール場内)	14:15~15:00	
		8月28日(木)	鮎尾(責公民館対岸)	9:00~10:00	
			藤本(合志野公民館北側)	9:00~10:00	
			鮎尾(辻入口広場)	11:00~12:00	
			田上(鶴喰生活改善センター)	11:00~12:30	
			鮎尾(日光公民館上広場)	14:00~15:00	
	田上(JAやつしろよりそいプラザ坂本前)		14:00~15:30		
	藤本(藤本みんなの家)		9:00~10:00		
8月29日(金)	鮎尾(大平公民館南側対岸)	9:00~10:00			
	中津道(枳之俣地区公民館前)	11:00~11:45			
	中谷(さかもと青少年センター前)	11:00~12:00			
	中津道(瀬戸石地区公民館先)	14:00~14:45			
	藤本(下片岩地区公民館前)	14:00~15:00			

未来を託すその一票

任期満了に伴う市長選挙、市議会議員一般選挙
(定数28人)は、8月24日(日)に告示、8月31日(日)
に投票・開票が行われます。

8月31日(日) 八代市長選挙 八代市議会議員一般選挙

◎投票時間 7:00~20:00

※一部の投票所では時間が異なります

投票案内ハガキ

投票できる人に個人ごとの「投票案内ハガキ」を郵送します。ハガキ
に記載された投票所・投票時間を確認して投票に行きましょう。

※ハガキを紛失されても、投票所で投票資格、本人確認(運転免許
証やマイナンバーカードなどを持参いただくとスムーズです)お
よび投票済みでないことが確認できれば投票できます。



《投票できる人》

①日本国民で、8月31日(選挙期日)現在で満18歳以上の人(平成19年9月1日までに生まれた人)

②8月23日(告示日の前日)現在で本市に3ヵ月以上居住および住民票の登録のある人

※8月15日までに市内で転居した人は引っ越し先の投票所で投票できます。

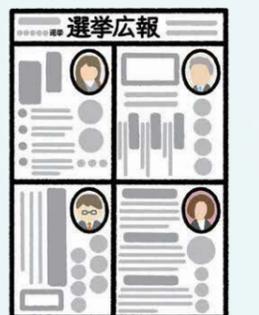
※市外へ転出した人は投票できません。

選挙公報

選挙公報は8月26日(火)から8月30日(土)にかけて全世帯に配布します。

市役所本庁舎や各支所、各コミュニティセンターなどでも受け取れます。

市ホームページにも掲載します。



投票時間が異なる投票所

●第18、35、40~43投票区 7:00~18:00

●坂 本 町 全投票区 7:00~16:00

●東 陽 町 全投票区 7:00~18:00

●泉 町 第85・86投票区 7:00~18:00

第88・89投票区 7:00~16:00

点字投票制度

目が不自由な人は点字で投票できます。点字投票用の投票用紙と点字器を準備していますので、本人または付き添い者は投票所で申し出てください。

郵便等投票制度

制度対象者は自宅で投票用紙に記入し、郵便などで投票できます。投票するには、事前に郵便等投票証明書の交付申請が必要です。対象者は次のとおりです。

《身体障害者手帳を持っている人》

- ①両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級の人
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能の障がいの程度が1級または3級の人
- ③免疫、肝臓機能の障がいの程度が1級から3級までの人

《戦傷病者手帳を持っている人》

- ①両下肢、体幹機能の障がいの程度が特別項症から第2項症までの人
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓機能の障がいの程度が特別項症から第3項症までの人

《介護保険被保険者証を持っている人》

要介護状態区分が要介護5の人

○代理記載制度

郵便等投票証明書を持っている人で次の条件に該当する人は、代理記載人に投票に関する記載をしてもらうことができます。代理記載で投票を行うためには、「郵便等投票証明書」のほかに「代理記載人の届出」などが必要です。

- ・身体障害者手帳で、上肢または視覚の障害の程度が1級の人
- ・戦傷病者手帳で、上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までの人



投票所への同伴

補助者、介護者に加え、18歳未満の人も選挙人と一緒に投票所に入場できます。

開票

■日時 8月31日(日) 21:20～

■場所 八代トヨオカ地建アリーナ 大体育室

開票状況は22:30から30分ごとに市ホームページに掲載します。



選挙に関する情報はホームページに掲載しています。

◎問合せ 選挙管理委員会事務局 電話30-1663



誰もが投票しやすい 環境づくりに 取り組んでいます

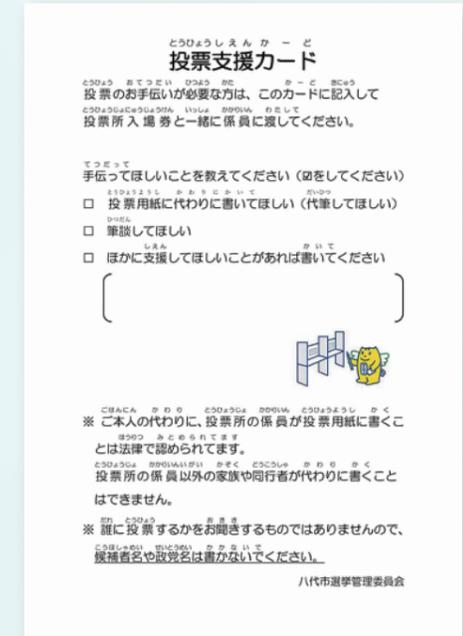
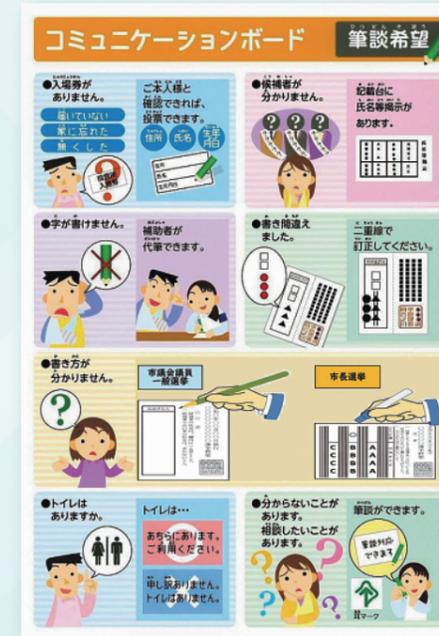


コミュニケーションボードと投票支援カード

コミュニケーションボードは、投票所でよくある問い合わせについてイラストや文字で示したものです。指で差された内容について、投票所の係員がお手伝いします。

そのほか、投票の際に手伝ってほしいことを記入し、投票所の係員に渡す投票支援カードもあります。

どちらも投票所の入口付近に用意していますので利用ください。



代理投票制度

病気やけがなどで、投票用紙に字が書けない人は、投票事務従事者が代理で投票用紙に記入します。投票用紙への記入が困難な人は、投票所の係員に申し出てください。

病院・施設などに入院(入所)している人

入院(入所)している人は施設が不在者投票施設として指定を受けている場合、その施設内で投票できます。投票を希望される人は、早めに病院や施設へ相談ください。